

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（以下「条例」という。）第28条第4項の規定により下記の事業計画に係る意見の調整を行うこととしたのでお知らせします。

記

1 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
株式会社RENERGY 代表取締役 大塚 雅之
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所  
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野字段下1021番 外7筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
油化施設（小規模産業廃棄物処理施設）

2 意見の調整の申出者の区分  
関係住民

3 意見の調整を行う相手方の区分  
事業者

4 意見の調整の目的となる事項

- (1) 煙突の高さ
- (2) 夏場における施設の稼働時間の短縮

令和8年5月27日

岐阜県知事 江崎 禎英



(教示)

条例第28条第6項の規定により本日から7日以内（令和8年6月3日まで）に限り当該意見の調整への参加を申し出ることができます。なお、申出は揖斐県事務所へ規則様式第14号を提出することにより行ってください。

申出にあたって、「意見の調整の結果となる事項」欄には、上記4の意見の調整の目的となる事項のいずれかを記載し、「生活環境の保全上の見地からの意見」欄には、申出者自身の生活環境の保全上どのような影響を及ぼすおそれがあるかを必ず記載してください。

参加の可否については、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会から連絡があります。

問合せ先

〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内  
揖斐県事務所環境課

TEL: 0585-23-1111（内線: 448）